**○法務省令第二十四号**

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、法務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

法務大臣　小泉　龍司

法務省定員規則の一部を改正する省令

法務省定員規則（平成十三年法務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （本省及び各外局別の定員）<br>**第一条**　法務省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。 | （本省及び各外局別の定員）<br>**第一条**　法務省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。 |
| 区分 / 定員 / 備考<br>本省 / 四七、三七四人 / 一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。<br>二　うち、一一、八六二人は、検察庁の職員の定員とする。<br>出入国在留管理庁 / 六、三五八人<br>公安審査委員会 / 四人 / 事務局の職員の定員とする。<br>公安調査庁 / 一、七九九人<br>合計 / 五五、五三五人 | 区分 / 定員 / 備考<br>本省 / 四七、一三八人 / 一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。<br>二　うち、一一、八六五人は、検察庁の職員の定員とする。<br>出入国在留管理庁 / 六、三二四人<br>公安審査委員会 / 四人 / 事務局の職員の定員とする。<br>公安調査庁 / 一、七六八人<br>合計 / 五五、二二四人 |

**附　則**

（施行期日）

1　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（定員の期間別の特例）

2　本省の定員は、この省令による改正後の法務省定員規則第一条の規定にかかわらず、次の表の期間の欄に掲げる期間においては、同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

| 区分 | 期間 | 定員 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 本省 | 令和六年十二月三十一日までの間 | 四七、三八一人 | 一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。<br>二　うち、一一、八六九人は、検察庁の職員の定員とする。 |

**○法務省令第二十五号**

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第百条第三項（同法第八十二条第二項（同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）及び第二百八十八条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

法務大臣　小泉　龍司